

資産評価企画官情報 資産課税課情報	第3号 第17号	平成24年6月22日	国 税 庁 資産評価企画官 資産課税課
----------------------	-------------	------------	---------------------------

**「平成24年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」通達の趣旨について（情報）**

平成24年6月21日付課評2-28ほか2課共同「平成24年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」（法令解釈通達）により、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの間に相続、遺贈又は贈与により取得した土地等で、平成24年1月1日現在において原子力発電所周辺の警戒区域及び計画的避難区域に設定されている区域内に存するものの評価を行う場合等の取扱いを定めたところであるが、その趣旨について別紙のとおり取りまとめたので、参考のため送付する。

## 省略用語

この情報において使用した次の省略用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりである。

通達	平成 24 年 6 月 21 日付課評 2 - 28 ほか 2 課共同「平成 24 年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」（法令解釈通達）
純資産価額方式	昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56、直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）185（（純資産価額））に定める 1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する方式
評価対象法人	評価しようとする株式の発行法人又は出資に係る出資のされている法人
課税時期	相続、遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）若しくは贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により財産を取得した日又は相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日
警戒区域	原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条（（原子力災害対策本部長の権限））第 3 項の規定により、平成 23 年 4 月に原子力災害対策本部長が市町村長又は県知事に対して、原子力災害対策特別措置法第 28 条（（災害対策基本法の規定の読替え適用等））第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条（（市町村長の警戒区域設定権等））第 1 項の規定に基づき、警戒区域に設定することを指示し、当該指示に基づき、市町村長が警戒区域に設定した区域
計画的避難区域	原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定に基づき、平成 23 年 4 月に原子力災害対策本部長が計画的避難区域に設定した区域
避難指示解除準備区域	原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定に基づき、原子力災害対策本部長が避難指示解除準備区域に設定した区域

別 紙

目 次

	ページ
1 平成 24 年中に取得した避難指示区域内の土地等の価額……………	1
2 平成 24 年中に取得した株式等を純資産価額方式により評価する場合 における避難指示区域内の土地等の価額 ……………	2

## 1 平成 24 年中に取得した避難指示区域内の土地等の価額

平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に相続、遺贈又は贈与により取得した避難指示区域内の土地等の価額については評価しないこととした。

(通達 2)

### 《説明》

- 1 相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」という。）により取得した財産の価額は、相続税法第 22 条（(評価の原則)）の規定により、当該財産の取得の時における時価によることとされているが、納税者が相続税又は贈与税（以下「相続税等」という。）の申告に当たり、その取得した土地等（土地及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の時価を把握することは必ずしも容易ではない。そこで、相続税等の申告の便宜及び課税の公平を図る観点から、各国税局(所)では、毎年 1 月 1 日を評価時点として、土地等の評価額の基準となる路線価及び評価倍率（以下「路線価等」という。）を定めて公開している。
- 2 ところで、避難指示区域内の土地等（平成 24 年 1 月 1 日現在において警戒区域及び計画的避難区域に設定されている区域内に存する土地等をいう。以下同じ。）の価額についても、基本的には、その取得の時における時価により評価することとなる。
- 3 しかし、避難指示区域内の土地等の価額については、平成 24 年分の路線価等の評価時点である平成 24 年 1 月 1 日現在では、平成 23 年分の路線価等の評価時点である平成 23 年 1 月 1 日現在の価額より相当程度減価しているものと考えられるものの、次の理由から、当該避難指示区域内の土地等に係る路線価等の評定は困難な状況にある。
  - (1) 不動産市場が成立していないものと考えられること。
  - (2) 平成 24 年の地価公示が実施されていないこと。
  - (3) 国内外に評価先例がない上、不動産鑑定評価は困難であると考えられること。
- 4 このことを踏まえ、平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に相続等により取得した避難指示区域内の土地等の価額については、評価の安全性を最大限に考慮し、評価しない（相続税等の申告において、その価額を「0」として差し支えないことを意味するものである。以下同じ。）こととした。
- 5 なお、避難指示区域内の土地等について、平成 24 年中に避難指示区域の見直しが行われ、避難指示解除準備区域等に設定（変更）された場合や避難指示が解除された場合であっても、平成 24 年中はその見直し等の前と同様に取り扱う。

## 2 平成 24 年中に取得した株式等を純資産価額方式により評価する場合における避難指示区域内の土地等の価額

平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に相続等により取得した株式及び出資を純資産価額方式によって評価する場合における評価対象法人が保有する避難指示区域内の土地等の価額については評価しないこととした。

(通達 3)

### 《説明》

- 1 平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に相続等により取得した株式及び出資を純資産価額方式によって評価する場合において、評価対象法人が避難指示区域内の土地等を保有しているときには、当該避難指示区域内の土地等の価額を評価する必要がある。
- 2 そこで、通達 3 は、この場合における避難指示区域内の土地等の価額についても、通達 2 に定める避難指示区域内の土地等の価額と同様に、評価しないことを明らかにした。
- 3 また、通達 3 の注書では、評価対象法人が課税時期前 3 年以内を取得した避難指示区域内の土地等（評価対象法人が平成 23 年 3 月 10 日以前に取得したものに限る。）の価額についても、同様に評価しないことを留意的に明らかにした。